

## 特定非営利活動法人 APEX 定款

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 APEX と称する。

2 この法人の英文名は Asian People's Exchange とし、APEX と略称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区根岸一丁目 5 番 12 号に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目 的)

第3条 この法人は、日本を含むアジアが抱えている環境、資源、貧困等の諸問題をその構造及び要因を含めて学び、アジアの自然、社会及び文化に関する理解を深めながら、アジアの人々の生活向上、自立的産業の発展並びにアジア及び世界の環境保全に貢献すること、合わせてアジアの人々との相互理解と交流を深め、日本の社会、生活及び文化のあり方を見直し、自然環境と調和して豊かであり、かつ人々の能力が多様に生かされていく社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事 業)

第5条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 水質汚濁防止、大気汚染防止、温暖化防止、廃棄物循環等を通じて、アジア(日本を含む。以下同様)又は世界の環境保全を図る事業
- (2) 自立的産業の育成、職業訓練、生活基盤の整備等を通じて、アジアの人々の生活向上又は収入向上を図る事業
- (3) アジアの環境保全、自立的産業の育成又は生活基盤の整備等のために必要な、調査研究、技術開発又はそれらの成果にもとづく提言事業

- (4) セミナーの開催、スタディーツアー、学習会の実施、講師の派遣等を通じた、開発教育又は環境教育事業
- (5) 機関紙又は刊行物の発行、電子媒体による情報発信、法人の活動に関連するイベントへの参加又はイベントの実施等を通じた、開発問題又は環境問題に関する情報提供又は情報交換事業
- (6) その他 3 条の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 社員及び会員

#### (種 別)

第6条 この法人は社員、会員の 2 種で構成され、社員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1)社員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2)会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

#### (入 会)

第7条 社員及び会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 社員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。代表理事は、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。代表理事は、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。
- 5 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会 費)

第8条 社員及び会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (社員、会員の資格の喪失)

第9条 社員は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は社員である団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。
- 2 会員は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退 会)

第10条 社員又は会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除 名)

第11条 社員又は会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その社員又は会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。
- 3 理事のうちから、副代表理事2名以内、常務理事1名以内を置くことができる。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事、副代表理事、常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事は、この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を置くことができる。事務局長その他の職員の任免は、代表理事が、理事会の了承を得て行う。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、この法人の常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (4) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (6) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会で定めることとする。

第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、社員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
  - (2) 事業報告及び収支決算の承認
  - (3) 役員を選任又は解任、職務
  - (4) 会費の額
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散
  - (7) 合併
  - (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 社員の5分の1以上から目的を示して招集があった場合。
    - (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも1週間前までに発信しなければならない。

(議長)

- 第25条 総会の議長は、代表理事または代表理事の指名する社員がこれに当たる。

(定足数)

第26条 総会は、社員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、あらかじめ通知されていない議事について緊急を要するときは、出席した社員の3分の2以上の同意が得られれば、議決することができる。

2 総会の議事は、この定款で別に定めるものを除き、出席した社員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(表決権等)

第28条 各社員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第26条及び前条第2項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構 成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権 能)

第31条 理事会は、この定款で定めるものを除き、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第6号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第1項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名したものがこれに当たる。

(議 決)

第35条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面、ファクシミリ又は電子メールにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 議決すべき事項について特別の利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することはできない。

(議事録)

第37条 議長は、理事会の議事について議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

### (経費の支弁)

第41条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

### (事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画案及びこれに伴う収支予算案は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画案及び収支予算案は、当該事業年度中の通常総会の議決により、事業計画及び収支予算として決定される。
- 3 当該総会は、付議された事業計画案及び収支予算案の変更を議決できる。変更の議決が行われた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画及び収支予算を変更しなければならない。
- 4 前項を除くもののほか、事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決を経て



行うことができる。

- 5 理事会は、事業年度中に事業計画及び収支予算を変更した場合は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、計算書類及び財産目録は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、理事会の承認及び監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の監事の監査を経た事業報告書、計算書類及び財産目録は、役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならない。

#### (剰余金の処分)

第47条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の過半数の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の軽微な事項に係わる定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出なければならない。

#### (解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号及び第2号の規定に基づき解散するときは、総会において出席した社員の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属先)

第50条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)の際に有する残余財産は、理事会において承認され、総会で議決された特定非営利活動法人、又は公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併するときは、総会において出席した社員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

## 第9章 雑則

(実施細則)

第52条 この定款の実施に際して必要な細則は、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	井上 齊(筆名:田中直)
副代表理事	高橋久夫
理事	岩佐園子
理事	田中泰史
理事	土屋芳久
理事	中村 敦
理事	中村満壽央
理事	福澤郁文
理事	堀内 瑞
理事	宮田正信
理事	吉田哲夫
監事	鍛冶正啓
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年度通常総会の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2004

年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

		入会金	年会費
社員	個人	0 円	10,000 円
会員	個人	0 円	5,000 円
	団体	0 円	30,000 円

以 上